

はじめに

鎌倉仏教が、それまでの南都北嶺仏教と異なり、広く民衆の中に浸透し根付いたという点で、庶民的性格を有していたことは、よく知られるところであるが、それは日蓮聖人の布教の姿勢にも如実に現れている。講会や法門談義での言説布教、著述や書簡など文書による文字布教を通じて、あるいは弟子を介しての間接的教化によって、日蓮聖人は、多くの檀越や信者を獲得していった。

出家者がこれら在家者に接触する機会が増すと、自ずとその家族とも宗教的絆・信頼関係を築くこととなったり、あるいは逆に家庭内・肉親間等での宗教的葛藤・対立関係などに直面したりと、何らかの連関をもつことが多くなる。事実、日蓮聖人の遺した文書（以下「遺文」という）を紐解くとき、法門説示の前後に、あるいは行間に、門弟とその家族に対する日蓮聖人の態度が垣間見られる。

研究では、かつて「日蓮の家族観」と題し、日蓮聖人がいかなる家族像・家庭像を抱いていたかを考究する中で、特に夫婦の相关性に着目し、遺文中の説示を分析・考察した<sup>1)</sup>。本稿では、視点を親子関係に向けて、親子に関する説示を中心に検討を試みたい。具体的には、親子関係に関する先例の引用、遺文にみる世俗的親子観、孝不孝・知恩不知恩に関する説示、門弟の親子関係に関する説示、日蓮聖人における両親への思慕、のそれぞれについてみていくこととする。ただし、本稿では、このうち親子関係に関する先例の引用と、遺文にみる世俗的親子観とに焦点をしぼり検討することとし、孝不孝・知恩不知恩に関する説示、門弟の親子関係に関する説示、日蓮聖人における両親への思慕については、稿を改めて検討することとする。

なお、本稿引用遺文は、日蓮自筆文書のうち真筆が完存またはほぼ完全に現存している真蹟現存遺文、真蹟がかつて実在したことが確認されているもののその後焼失または損失し現在は写本遺文等によって復元されている真蹟曾存遺文、真蹟の一部が確認されるのみで全体像が後世の写本遺文等によってのみ復元されている真蹟断片現存遺文に限定した。論文の性格上、教説意図の明確ではない真蹟現存図録、写本遺文等によっても全体像が復元できず更に前後の文章が欠損しているため全体の文意が明白ではない真蹟断片現存遺文、その他、経論釈疏等抄出の要文類・書入本および直筆写本類は、考察の対象外とした。なお、典拠として示した各遺文の頁数は、立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』（身延山久遠寺、二〇〇〇年）の収載頁数である。

## 一、研究方法論

本稿における研究の方法論は、日蓮遺文における親子に関する譬喩的表現に着目して、その表現から読み取れる日蓮聖人の親子観を検討することを基本姿勢とする。そもそも、比喩（または譬喩）とは、本義と喩義との連想によって本義の解釈を容易ならしめるものであると定義されるが<sup>2)</sup>、本稿では、本義ではなく主に喩義そのものにも着目する点が、伝統的研究方法と異なる点である。

すなわち、本来であれば、日蓮聖人が「親子」の間柄について説示する文章のみに着目して考究するのが通例となるのであろうが、本稿では、それだけによらず、たとえば釈尊

と衆生との関係性を説示する文面において、親子の相関性を譬説に用いた場合の、その譬喩そのものに着目して、親子に関する日蓮聖人の觀念や認識を採ろうと試みるものである。つまり、本義の検討と併行して、喩義から読み取れる日蓮聖人の親子観にも視点をあてるのである。

具には、例えば本義が「謗法」であるとして、これについて譬説する場合に親子の孝不孝を用いる場合や、積尊の慈悲について譬説する際に父子の慈愛を用いる場合もある。本稿では、こうした本義の考察をするためにこれら喩義の用例を検討するのではなく、あくまでも日蓮聖人の親子観を考察すめのために喩義の用例に焦点をあてるものである。また、積尊を父母に比定し論じる場合などにおいても、その前段に世間の父母・親子観を述べる場合がある。その箇所に着目することでも、日蓮聖人の世俗の親子観が見えてくる。

なお、日蓮聖人においては、三車火宅・長者窮子・良医治子など法華七喩における親子観をみることができ、これら譬喩にみる日蓮聖人の積尊観については先行論文にて考察したので、本稿では用いない。

## 二、親子関係に関する先例の引用

日蓮遺文中における親子観（父子観・母子観）に関する説示を整理すると、まず確認されるのが親子の間柄にまつわる様々な先例を引証した論法である。

これら親子関係に関する先例の引用は、竜王・黄鵠・金鳥・鼻鳥・破鏡などの畜生界衆生の事例をはじめとして、目連・淨蔵・淨眼など仏典中の説示・因縁、阿闍世王・王陵・烏龍・遺龍・安祿山・安慶緒・源義朝・大橋太郎など印度・中国・日本の三国に伝わる史実・説話・故事にいたるまで多岐に亘る。ここでは、親子関係に関する先例を整理・分類し、内容の検討を試みたい。

### (一) 親子の情に関する先例

まず、親の慈悲や子を思う心、あるいは子の親に対する態度・心情など、親子の情全般に関する先例の引用に着目して遺文を紐解くと、以下の一例が見出せる。

(1) 黄鵠の子死せるに、鶴、母子安となけば死せる子還て活り（『法華題目鈔』四〇二頁）

(2) 譬へば幼稚の父母をのる、父母これをすつるや。鼻鳥が母を食フ、母これをすてず。破鏡父をがいます、父これにしたがふ。畜生すら猶かくのごとし（『開目抄』五六三頁）

(3) 如下<sub>下セヨ</sub>彼貧女<sub>レ</sub>在<sub>ニ</sub>於恒河<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>愛<sub>ニ</sub>念<sub>スル</sub>ガ子<sub>ヲ</sub>而捨<sub>中</sub>ル<sub>上</sub>身命<sub>ヲ</sub>（『開目抄』六〇三頁）

(4) 竜は必<sub>ズ</sub>袈裟<sub>ヲ</sub>懸<sub>ケ</sub>たる僧を守る。仏より袈裟を給て竜宮城の愛子に懸<sub>ケ</sub>サセて金翅鳥の難をまぬがるる故也。金翅鳥は必<sub>ズ</sub>父母孝養の者を守る。竜は須弥山を動<sub>カ</sub>シて金翅鳥の愛子を食す。金翅鳥は仏の教に於て父母の孝養をなす者、僧のとるさんばを須弥の頂にきて竜の難をまぬがるる故也（『祈祷鈔』六六九頁）

(5) 娑竭羅竜王は竜畜の身なれども、子を念<sub>フ</sub>志深かりしかば、大海第一の宝如意宝珠をもむすめにとらせて、即身成仏の御布施にせさせつれ（『祈祷鈔』六七四頁）

(6) 夫、仏弟子の中、比丘一人はんべり。飢饉の世に仏の御時、事かけて候ければ、比丘袈裟をうて其のあたいを仏<sub>ニ</sub>奉<sub>ル</sub>。仏其由来を問<sub>ヒ</sub>給<sub>ヒ</sub>ければ、しかしかとありのま

ゝに申しけり。仏云々、袈裟はこれ三世の諸仏解脱の法衣なり。このあたひをば我ほうじがたしと辞退しまししかば、此比丘申ス、さてこの袈裟あたひをばいかんがせんと申しければ、仏云々汝悲母有リヤ不<sub>レ</sub>ヤ。答テ云々有リ。仏云々、此袈裟をば汝ガ母に供養すべし。此比丘仏云々、仏は此三界の中第一の特尊なり。一切衆生の眼目にてをはず。設ヒ十方世界を覆フ衣なりとも、大地にしく袈裟なりとも、能報<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>べし。我母は無智なる事牛のごとし、羊よりもはかなし。いかでか袈裟の信施をほうぜんと云云。仏返詰シテ云々、汝が身をば誰が生<sub>レ</sub>ぞや、汝が母これを生<sub>レ</sub>。此袈裟の恩報<sub>レ</sub>ぬべし等云云(『富木殿御返事』八六〇頁)

(7) 別して後又いつの世にか見んと思<sub>レ</sub>し親のすがたをも見奉り(『法蓮鈔』九四八頁)

(8) 心なき畜生すら子のわかれしのびがたし。竹林精舎の金鳥は、かひこのために身をやき、鹿野苑の鹿は、胎内の子をしみて王<sub>ノ</sub>前にまいれり。いかにいわうや心あらん人にをいてをや。されば王陵が母は子のためになづきをくだき、神堯皇帝の后は胎内の太子の御ために腹をやぶらせ給<sub>レ</sub>き(『光日房御書』一一五八頁)

(9) さてちゝのかたみはなきかと申せしかば、これありとて、をゝはしのせんぞの日記、ならびにはらの内なる子にゆづれる自筆の状なり。いよいよをやこひしくて、なくより外の事なし(『南条殿御返事』一一七二頁)

(10) 尹吉甫と申せし人はただ一人子あり、伯奇と申<sub>ス</sub>。をやも賢也、子もかしこし。いかなる人かこの中をば申<sub>レ</sub>たがふべきとおもひしかども、継母よりよりうたへしに用<sub>レ</sub>とざりし(『上野殿御返事』一三〇五頁)

(11) 子を思<sub>フ</sub>金鳥は火の中に入りき。子を思<sub>ヒ</sub>し貧女は恒河に沈<sub>ミ</sub>き。彼<sub>ノ</sub>金鳥は今の弥勒菩薩也。彼<sub>ノ</sub>河に沈<sub>ミ</sub>し女人は大梵天王と生れ給<sub>フ</sub>(『光日上人御返事』一八八〇頁)

(1) は、黄鵠(鶴)の子を思う心が、死した子を蘇生する例を引き、子を思う母の慈悲・思念の強さを説いたものである。なお、遺文中では死んだ鶴の子を母が子安と鳴いて蘇らせたところがあるが、これは子安(人名)に対する鶴の報恩譚であって、日蓮聖人は親子愛の文に置き換えている。『安樂集』(『正蔵』四七卷一〇頁c)、『往生要集』(『正蔵』八四卷八三頁c)、『往生論註』(『正蔵』四〇卷八三〇頁a)等にみえる。

(2) は、梟鳥の殺母と破鏡獣の殺父を例に、父母が子を思う心と子の不孝とを説き、子に不孝の失があっても父母はこれを棄てないことを説いたものである(3)。

(3) は、『大般涅槃經』壽命品(『正蔵』一二卷三七四頁a)の貧女の譬をもって、母の慈愛の強さをあかず経証としたものである。母子共没の譬は、『大乘本生心地觀經』報恩品(『正蔵』三卷二〇二頁a)にもみえる。

(4) は、互いの子の命を奪い合い、常に敵対関係にある竜と金翅鳥(迦楼羅)であるが、それぞれの子を思う気持ちは変わらないことを対比したものである。『海竜王經』金翅鳥品(『正蔵』一五卷一五一頁a)等にみえる。

(5) は、法華経提婆達多品において竜女が積尊に献じた宝珠が、娑竭羅竜王の子に対する無償の慈念の証であることを説いたものである。

(6) は、袈裟の代価を供養せんとした比丘に対して積尊が教諭した文(典拠未詳)の一節で、母の恩の重きことは袈裟の代価に勝ることと、悲母報恩の大切さを説き示している。

(7) は、子の善根が親の追善となった先例として『法華伝記』(『正蔵』五一卷八三頁c)の烏龍・遺龍説話の顛末を引く文の一節で、死した親に対する子の思慕について簡潔に説いた部分である。なお、烏龍・遺龍説話の引文は長文に亘るので、全文の紹介は割愛する。

(8) は、竹林精舎の金鳥、鹿野苑の鹿に代表される畜生界衆生の子に対する慈念、王陵の母、神堯皇帝の后に代表される人間界衆生の子に対する慈念とを述べ、母の子を思う気持ちには人畜の隔てなく共通の思いであることを説く。竹林精舎の金鳥(雉)については、『大智度論』(『正蔵』二五卷一七八頁c〜一七九頁a)にみえる。雉の親子愛の強さは古くから知られており、「焼け野の雉子(きぎす)」<sup>4)</sup>とあって、雉は野火で身に危険が迫ろうとも、卵を見捨てずに共に焼け死ぬと信じられていた<sup>4)</sup>。

(9) は、大橋太郎(平貞能か)が源頼朝の勘気を受けて鎌倉の土籠に幽閉された際、一子の一妙麿が法華経読誦の功力によって父の一命を助けたという実話(大橋太郎の孝子譚)を詳述して例証する箇所からの抜粋で、生き別れた親に対する子の思慕について述べた文である。なお、大橋太郎の故事の引文は長文に亘るので全文の紹介は割愛する。

(10) は、中国西周時代、宣王(在位、前八二八〜前七八二)に仕えた家臣の尹吉甫とその息子の伯奇との親子の仲を裂こうとして失敗した継母の話題を引き、親子の信頼関係について言及したものである。『孔子家語』等にみえる。

(11) は、(8)の金鳥の例ならびに(3)の貧女の例を引いて、子を念う親心と、身を挺して子を守った者の果報とを説いたものである。金鳥に関しては、『大智度論』(『正蔵』二五卷一七八頁c〜一七九頁a)、『大唐西域記』(『正蔵』五一卷九〇三頁b〜c)などにみられるものの、弥勒に転生した故事はない。

これらの説示から、親子の情に関する日蓮聖人の理解と認識は、世俗的・儒教的観念と仏教的見地との双方の見解を融通させたものであることが理解できる。日蓮聖人における理想的な親子像には、たとえ不孝の子に対しても無償の慈悲をそそぐ親の存在、親に対して思慕・追慕の念を抱き続ける子の存在といった構図があったことを看取できる。親の慈悲と子の思慕という相関性は、以下に考察するいずれの親子観においても、最も重んずべき基本的命題であったことが理解される。更に、日蓮聖人は、これらの説示を教諭した門弟に対して、たとえ身命に及ぶよういかなる苦難に遭おうとも、こうした関係にある慈親・孝子には勝れた果報が待っていることも繰り返し強調している。このような世俗における親子関係の理想像が、仏教的見地からは、久遠本仏と末法衆生とのあるべき姿、本仏による末法救済の構図にも重ね合わされてゆくのである。

なお、畜生界衆生の親子関係を先例として引いて、人間の親子関係との比較を論じることも多いのも特徴的である。

## (二) 孝養・知恩の先例(含、父母教導)

次に、孝養、知恩報恩、父母教導などに関する先例を引いた説示を見ると、以下の二四例が確認される。これは、次項で確認する不孝・不知恩の先例の引証とならび多く用いられ、日蓮聖人において、孝不孝、知恩不知恩の問題がいかに重きを占めていたかを知ることがかりになると思われる。

(1) 常啼・班足・妙莊嚴・阿闍世等<sup>ハ</sup>奉<sup>レ</sup>値<sup>ト</sup>曇無竭・普明・耆婆・二子・夫人<sup>ニ</sup>離<sup>レ</sup>タリ<sup>シ</sup>生

- 死<sup>ヲ</sup>。〔『守護国家論』一一三頁〕
- (2) 五帝已後は父母を弁<sup>へ</sup>て孝をいたす。所謂重華はかたくなはしき父をうやまひ、沛公は帝となつて大公を拝す。武王は西伯を木像に造<sup>リ</sup>、丁蘭は母の形をきざめり。此等は孝の根本也〔『開目抄』五三五頁〕
- (3) 重華と禹とは共に民の子なり。孝養の心ふか<sup>り</sup>しかば、堯舜の二王、召て位をゆづり給き。民の身忽に玉体にならせ給き〔『日妙聖人御書』六四五頁〕
- (4) あやしの畜生なんども恩をば報ずる事に候ぞかし。かりと申<sup>ス</sup>鳥あり、必<sup>ズ</sup>母の死なんとする時孝をなす。狐は塚を跡にせず。畜生<sup>ヲ</sup>猶如<sup>レ</sup>此<sup>ノ</sup>〔『祈祷鈔』六六八頁〕
- (5) あわれ人はよき子はもつべかりけるものかなと、なみだかきあえずこそ候へ。妙莊嚴王は二子にみちびかる。かの王は悪人なり〔『上野殿御返事』八一九頁〕
- (6) 釈迦仏は悲母孝養のために<sup>■</sup>利天に隠<sup>レ</sup>させ給<sup>ヒ</sup>たりしをば、一閻浮提の一切の諸人しる事なし〔『新尼御前御返事』八六六頁〕
- (7) 釈迦如来は太子にてをせし時、父の浄飯王、太子ををしみたてまつりて出家をゆるし給わず。四門に二千人のつわものをすへてまほらせ給<sup>ヒ</sup>しかども、終にをやの御心をたがへて家をいでさせ給<sup>ヒ</sup>き。一切はをやに随<sup>フ</sup>べきにてこそ候へども、仏になる道は随<sup>ハ</sup>ぬが孝養の本にて候か〔『兄弟鈔』九二七く九二八頁〕
- (8) 教主釈尊をば大覺世尊と号<sup>シ</sup>たてまつる。世尊と申<sup>ス</sup>は尊の一字を高と申<sup>ス</sup>。高と申<sup>ス</sup>一字は又孝と訓ずるなり。一切の孝養の人の中に第一の孝養の人なれば世尊とは号し奉る。(略)三十二相の中に無見頂相と申<sup>ス</sup>は(略)是<sup>レ</sup>孝養第一の大人なれば、か<sup>ゝ</sup>る相を備へまします〔『法蓮鈔』九四三頁〕
- (9) 釈尊、塵点劫の間修行して仏にならんとはげみしは何事ぞ。孝養の事也。然るに六道四生は一切衆生は皆父母也。孝養おへざりしかば仏にならせ給はず〔『法蓮鈔』九四三頁〕
- (10) 我、親の遺言を背き、王敕術なき故に、仏經を書<sup>キ</sup>て不孝の者となりぬ。天神も地祇も定<sup>シ</sup>で瞋<sup>リ</sup>、不孝の者とおぼすらん〔『法蓮鈔』九四六く九四九頁〕
- (11) 方等大会の儀式には、世尊の慈父の浄飯大王もねんごろに恋せさせ給<sup>ヒ</sup>しかば、仏、宮に入<sup>ラ</sup>せ給<sup>ヒ</sup>て觀<sup>ニ</sup>仏三昧經を説かせ給<sup>ヒ</sup>、悲母の御ために<sup>■</sup>利天に九十日が間籠らせ給<sup>ヒ</sup>しには、摩耶經をとかせ給<sup>フ</sup>。慈父悲母などにはいかなる秘法か惜しませ給<sup>フ</sup>べき。なれども法華經をば説<sup>カ</sup>せ給はず〔『撰時抄』一〇〇五頁〕
- (12) ニ<sup>ッ</sup>には、このち<sup>ゴ</sup>がをやをたすけぬる事不思議なり〔『南条殿御返事』一一七五頁〕
- (13) 外典<sup>ノ</sup>孝經にも、父母・主君に随わずして忠臣・孝人なるやうもみえたり。内典<sup>ノ</sup>仏經<sup>ニ</sup>云<sup>ク</sup>棄<sup>テ</sup>恩<sup>ヲ</sup>入<sup>ニ</sup>ル<sup>ハ</sup>無<sup>為</sup>ニ<sup>ニ</sup>眞<sup>實</sup>報<sup>恩</sup>ノ<sup>者</sup>ナ<sup>リ</sup>等云云。比干が王に随<sup>ハ</sup>ずして賢人のなをとり、悉達太子の浄飯大王に背きて三界第一の孝となりしこれなり〔『報恩抄』一一九二頁〕
- (14) 周の代<sup>ノ</sup>七百年<sup>ハ</sup>、文王の礼孝による〔『報恩抄』一一四八頁〕
- (15) 外典<sup>ノ</sup>孝經には子父臣君諍<sup>フ</sup>べき段もあり、内典には棄<sup>テ</sup>恩<sup>ヲ</sup>入<sup>ニ</sup>ル<sup>ハ</sup>無<sup>為</sup>ニ<sup>ニ</sup>眞<sup>實</sup>報<sup>恩</sup>ノ<sup>者</sup>ナ<sup>リ</sup>と仏定め給<sup>ヒ</sup>ぬ。悉達太子は閻浮第一の孝子也。父の王の命を背<sup>キ</sup>てこそ、父母をば引導し給<sup>ヒ</sup>しか。比干が親父紂王を諫曉して、胸をほられてこそ、賢人の名をば流せしか〔『下山御消息』一三四五頁〕

- (16) 宗盛が親父入道の悪事に随<sub>ヒ</sub>てしのわらにて頸を切<sub>ラ</sub>し、重盛が随<sub>ハ</sub>ずして先に死せし、いづれか親の孝人なる。〔『兵衛志殿御返事』一四〇三頁〕
- (17) 悉達太子は浄飯王の嫡子なり。国をもゆづり位にもつけんとをぼして、すでに御位につけまいらせたりしを、御心をやぶりて夜中城をにげ出<sub>テ</sub>させ給<sub>ヒ</sub>しかば、不孝の者なりとらみさせ給<sub>ヒ</sub>しかども、仏にならせ給<sub>テ</sub>は、まづ浄飯王・摩耶夫人をこそみちびかせ給<sub>ヒ</sub>しか。をやというをやの世をすて<sub>ハ</sub>仏になれと申<sub>ス</sub>をやは一人もなきなり〔『兵衛志殿御返事』一四〇五頁〕
- (18) から国にせいしと申せし女人は、わかかなを山につみて、をひたるはわをやしなひき〔『窪尼御前御返事』一六四五頁〕
- (19) 妙莊嚴王は、二子の御すゝめにて邪見をひるがへし給<sub>フ</sub>〔『四条金吾殿御返事』一六六六頁〕
- (20) 子は財と申<sub>ス</sub>経文もはんべり。所以<sub>ニ</sub>経文<sub>ニ</sub>云<sub>ク</sub>、以其男女追<sub>テ</sub>修<sub>ス</sub>レバ福<sub>ヲ</sub>有<sub>ニテ</sub>大光明<sub>一</sub>照<sub>シ</sub>地獄<sub>一</sub>令<sub>三</sub>其父母<sub>一</sub>發<sub>ニ</sub>信心<sub>一</sub>等<sub>ト</sub>云云。設<sub>ヒ</sub>仏説ならずとも眼の前見<sub>テ</sub>候。天竺に安足国王と申せし大王はあまりに馬をこのみてかいしほどに、後にはかいなれて、鈍馬を竜馬となすのみならず、牛を馬ともなす。結句は人を馬となしてのり給<sub>ヒ</sub>き。  
(略) 其国の大王不思議なるをもひをなして 孝養の者なりとて父を子にあづけ、其よりついに人を馬となす事と定められぬ。子ならずばいかでか尋ねゆくべき。目連尊者は母の餓鬼の苦をすくい、浄蔵浄眼は父の邪見をひるがいます。此<sub>レ</sub>よき子の親の財となるゆへぞかし〔『千日尼御返事』一七六三〜一七六五頁〕
- (21) 孟蘭盆と申<sub>シ</sub>候事は、仏の御弟子の中に目連尊者と申<sub>シ</sub>て(略) 此の人の父をば吉懺師子と申<sub>シ</sub>、母をば青提女と申<sub>ス</sub>。その母の慳貪の科にて餓鬼道に墮<sub>テ</sub>候しを、目連尊者のすくい給<sub>フ</sub>より事をこりて候〔『孟蘭盆御書』一七七〇〜一七七二頁〕
- (22) 子は財と申<sub>ス</sub>経文あり。妙莊嚴王は、一期の後、無間大城と申<sub>ス</sub>地獄へ墮<sub>テ</sub>させ給<sub>フ</sub>べかりしが、浄蔵と申せし太子にすくわれて、大地獄の苦をまぬがれさせ給<sub>フ</sub>のみならず、沙羅樹王仏と申<sub>ス</sub>仏とならせ給<sub>フ</sub>。生提女と申しし女人は、慳貪のとがにて餓鬼道に墮<sub>テ</sub>候ひしが、目連と申<sub>ス</sub>子にたすけられて餓鬼道を出<sub>テ</sub>候<sub>ヒ</sub>ぬ。されば子を財と申<sub>ス</sub>経文たがう事なし〔『上野尼御前御返事』一八五八頁〕
- (23) 烏龍と云<sub>ヒ</sub>し者は法華経を謗じて地獄に墮<sub>テ</sub>たりしかども、其子に遺龍と云<sub>ヒ</sub>し者、法華経を書<sub>キ</sub>て供養せしかば、親、仏に成<sub>リ</sub>、また妙莊嚴王は悪王なりしかども、御子の浄蔵・浄眼に導<sub>カ</sub>れて、娑羅樹王仏と成らせ給<sub>フ</sub>〔『光日上人御返事』一八七九頁〕
- (24) 然るに彼国に烏竜と申<sub>ス</sub>手書ありき(略)〔『上野尼御前御返事』一八九一〜一八九四頁〕
- (1) は、法華経妙莊嚴王本事品の説示にもとづき、妙莊嚴王が孝子の浄蔵・浄眼の導きで悪心を改め仏門に入った故事を引き、子が善知識となった先例として引く。
- (2) は、中国伝説時代の三皇五帝三王のひとりで、両親の虐待を受けながらも両親に仕え孝養を尽くした重華(舜)の話題、前漢の時代、高祖皇帝となった後も父の大公を拝した劉邦の話題、殷周革命の際、父の文王の木主(位牌)を兵車にのせ軍を率いて殷の紂王を伐った武王の話題、中国後漢時代の物語で、幼くして死に別れた母の姿を木に刻して生きている母のように敬ったと伝えられる丁蘭の例話を引いて、孝養の手本と定めている。

重華については『史記』「五帝本紀」(『新訳漢文大系』三八卷五一頁)等、沛公については、『史記』「高祖本紀」(『新訳漢文大系』三九卷五六七頁)、『漢書』帝紀「高帝紀」(『漢書』上卷、二二頁)等、武王の故事については、『史記』「周本紀」(『新訳漢文大系』三八卷一五五頁)、『史記』卷六一「伯夷列伝第一」(『新訳漢文大系』八八卷三四頁)等、丁蘭については『蒙求』「丁蘭刻木、伯瑜泣杖」(『新訳漢文大系』五九卷八〇一頁)等にその典拠を確認できる<sup>(5)</sup>。

(3) は、中国伝説時代の五帝の堯と重華(のちの舜)、舜と禹の故事を引き、孝養の者の果報を説くもの。舜の父は後妻の子を愛し、舜を殺害しようとしたが、舜はよく孝悌の道を尽くしたといわれる。堯はその聡明を聞いて挙げ用い、二女娥皇女英を嫁せしめた。舜は堯の相として政治を摂行したが、堯は子の丹朱に位を譲らず、舜に帝位を譲った。舜も堯と同じく、息子の商均が不肖であったため、治水の功のあった禹に帝位を禅譲し、禹は夏王朝をひらいたという<sup>(6)</sup>。

(4) は、雁・狐の畜生報恩譚を紹介して、二乗の法華経行者守護の必然性を主張する。雁の報恩については、「鳥」字を古来「烏」と混同して解釈しており、『御書鈔』一六卷、『録内啓蒙』二六卷等に種々の出典が示されるが、雁の報恩譚については日蓮聖人が何によったかは詳らかでない。狐の報恩については、『礼記』(『新訳漢文大系』二七卷九三頁)等にも見える<sup>(7)</sup>。

(5) は、子が善知識となつて親を導いた先例として、法華経の妙莊嚴王の本事譚を引く。

(6) は、釈尊が母である摩耶の転生を導くために■利天に上つて『摩耶経』を説法したことをもつて、悲母報恩の先例とする。『摩訶摩耶経』(『正蔵』一二卷一〇〇五頁)参照。

(7) は、釈尊が父である浄飯王の意志に反して出家を志し、このため一時は不孝・不義理となつたが、結果として仏道を成じて父母・一族、一切衆生を救つた故事をあげる。世間では父母に随うのが常の孝養ではあるが、仏道のためには父母に随わないことが孝養になる場合があるという「棄恩入無為 眞実報恩者」の実例として紹介する。

(8) は、釈尊十号中の世尊の号、三十二相中の無見頂相は、ともに孝養第一の証であることを説く。

(9) は、釈尊が六道四生的一切衆生を父母として、これを済度することで報恩を成し遂げんとしたことを説く。

(10) は、烏龍・遺龍説話(前掲)の一節で、遺龍が、法華経の書写を禁じた父の烏龍の遺命に背いてしまった無念を説いたもの。しかしながら、法華経書写の功德により、遺龍はかえつて烏龍への報恩を果たすことになった。

(11) は、釈尊が、浄飯王・摩訶波舎波提らに『観仏三昧経』を説き、摩耶に『摩耶経』を説いて、父母や一族への報恩を果たしたことを挙げる。しかし、その際、釈尊がそれでもなおかつ眞実の報恩経である法華経を説かなかつたのは、時機不相応であつたためと解釈している。

(12) は、大橋太郎の故事(前掲)の一節。父の大橋太郎を救つた一妙曆を讚美した文。

(13) (15) は、儒教では、殷周革命当時の殷の家臣であつた比干が暴君の紂王に諫言して忠臣・賢人と讃えられ、仏教では、父の浄飯王の思いを退けて、釈迦族の王位継承権

を棄てて出家した釈尊が、成道して覺者となつてからは、父母を導き、多くの一族を弟子に加え、三界六道一切衆生を導く導師・聖者となつたことをもつて、真実の報恩・孝養のありかたを説いたものである。比干については、『史記』「殷本紀」(『新釈漢文大系』三八卷一三九頁)、『史記』「宋微子世家」(『新釈漢文大系』八五卷二六三頁)にみえる。なお、日蓮遺文では、紂王は比干の父親という記述が見えるが、『史記』では叔父であつたという点について相違が見られる。なお、比干と紂王に関する説示は遺文中に多くみられるが、子の孝養を前提として説示されたものは少なく、愚王と諫臣の関係として、桀王と劉邦の故事、夫差と伍子胥の故事などと併記されることが多い(四五六頁、九六〇頁、一二三六頁、一三三四頁、一八七九頁)。これに関しては、記述が類似するため本稿では紹介するに留める<sup>8)</sup>。

(14) は、周の文王と秦の始皇帝との相反する治世を例示し、前者は善政をしいて七百年も国が栄え、後者は無道を行つたためわずか四〇年にして国を滅ぼしたという歴史事実を踏まえて、勝れた仏法は「万年の外未來までもながる」べきことを譬説した一節。礼儀・孝養の者が殊勝な果報を得ることの先例とする。

(16) は、文治元年(一一八五)、父である平清盛の悪事に付き従つた平宗盛が壇ノ浦の戦いのち斬首された生涯と、治承元年(一一七七)、父清盛の後白河法皇幽閉計画を諫止して父に従わなかつた兄の平重盛の生涯とを対比して、いずれが真実の親孝行であつたかについて述べたもの<sup>9)</sup>。

(17) は、(7) 同様、釈尊の「棄恩入無為 真実報恩者」の姿勢について説くものである。

(18) は、西施が老母を養つた故事を例に挙げる。西施は、中国春秋時代の越の美女で、その老母孝養の志を愍んだ天の導きで、越王勾践に見初められたという。勾践は、会稽山の戦いで呉王夫差に敗北を喫したが、夫差を陥れるために西施を献上した。西施を寵愛した夫差は政治を顧みなくなり、勾践によって国を滅ぼされたと伝えられる。

(19) は、浄蔵・浄眼の故事を引いて、孝養の先例とする。

(20) は、安息国(アルサク朝パルティア)の王によって馬にさせられた父を救うことで、馬を好むばかりに人さえも馬にした安息国王を改心させたという孝子の物語、母の青提女の餓鬼の苦を救つた目連の故事、父の妙莊嚴王の邪見を改めさせた浄蔵・浄眼の事例を引いて、「子はたから」であることの根拠としている。

(21) は目連の盂蘭盆の故事を引いて、(22) は目連、浄蔵・浄眼の故事を引いて、(23) は烏龍・遺龍説話、浄蔵・浄眼の故事を引いて、(24) は、烏龍・遺龍説話を引いて、それぞれ孝養の先例とするものである。

以上、遺文中に孝養・報恩の先例を引く場合を検討した。日蓮聖人は、浄飯王と釈尊、青提女と目連、妙莊嚴王と浄蔵・浄眼、烏龍と遺龍など、父や母を教導した孝子の実例を好んで引くことも理解できた。これらの先例をもとに、たとえ親不孝に映つても、親の頑なな姿勢を改めさせて導くことこそが最大の孝養・知恩報恩になることを、門弟の置かれていた様々な状況に応じて都度教説しているのである。

(三) 不孝・不知恩の先例(含、殺父・殺母)

孝養・報恩の対義となるものとして、不孝・不知恩の先例を引く場合をみると、以下の



一八例が確認される。

- (1) 鶯輻摩羅は摩尼跋陀が教に随<sub>ヒ</sub>て、九百九十九人の指をきり、結句、母並<sub>ニ</sub>仏をがいせんとぎす。(略)阿闍世王の父を殺<sub>シ</sub>、母を害せんと擬せし、大象を放て仏をうしないたてまつらんとせしも悪師提婆が教なり『頭謗法鈔』二六二頁)
- (2) 阿闍世太子をかたらいて云<sub>ク</sub>、我は仏を殺<sub>シ</sub>て新仏となるべし。太子は父の王を殺<sub>シ</sub>て新王となり給へ。阿闍世太子すでに父の王を殺せし(略)『法華題目鈔』三九九頁)
- (3) 如<sub>シ</sub>三皇已前ノ人、同<sub>ニ</sub>ズルガ禽獸<sub>ニ</sub>。鳥ノ中<sub>ニ</sub>鷓鴣鳥<sub>モ</sub>鳳凰鳥<sub>モ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>ラ</sub>父ヲ。獸ノ中<sub>ニ</sub>兔<sub>モ</sub>師子<sub>モ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>ラ</sub>父ヲ。三皇已然<sub>ハ</sub>大王<sub>モ</sub>小民<sub>モ</sub>共<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>ラ</sub>其父ヲ『八宗違目鈔』五二七頁)
- (4) 三皇已前は父をしらず。人皆禽獸に同<sub>ズ</sub>『開目抄』五三五頁)
- (5) 不孝の者は、父母の跡をつがず。堯王には丹朱と云<sub>フ</sub>太子あり。舜王には商均と申<sub>ス</sub>王子あり。二人共に不孝の者なれば、父の王にすてられて現身に民となる(『日妙聖人御書』六四五頁)
- (6) 提婆そねむ心深くして阿闍世太子を語<sub>ヒ</sub>て、父を終に一尺の釘七ツをもてはりつけになし奉りき(『祈祷鈔』六七五頁)
- (7) 例せば頼朝ノ右大將家、泰衡を討<sub>ツ</sub>んがために、泰衡を誑<sub>カシ</sub>て義経を討<sub>ツ</sub>せ、太政入道清盛は源氏を喪して世をとらんが為に、我伯父平馬ノ介忠正を切る。義朝はたばらかされて慈父為義を切るがごとし。これらは墓なき人人のためしなり(『小乘大乘分別鈔』七七四頁)
- (8) 父母兄弟王臣万民互に大怨敵となり、梟鳥が母を食<sub>ヒ</sub>、破鏡が父をがいするがごとく、自国をやぶらせて、結句は他国より其国をせめさすべしとみへて候(『神国王御書』八八六頁)
- (9) 白ひ・叔せいと申せし者は、胡竹国の王の二人の太子なり。父の王、弟の叔せいに位をゆづり給<sub>ヒ</sub>き。父して後、叔せい位につかざりき。白ひが云<sub>ク</sub>、位につき給<sub>ヘ</sub>。叔せいが云<sub>ク</sub>、兄位に継<sub>ギ</sub>給<sub>ヘ</sub>。白ひが云<sub>ク</sub>、いかに親の遺言をばたがへ給<sub>フ</sub>と申せしかば、親の遺言はさる事なれども、いかんが兄をきては位には即<sub>ク</sub>べきと辞退せし(『兄弟鈔』九二六〜九二七頁)
- (10) 天王、次男ノ宇治ノ王子に位をゆづり給<sub>ヒ</sub>き。王ほうぎよならせ給<sub>ヒ</sub>て後、宇治ノ王子云<sub>ク</sub>、兄、位につき給<sub>フ</sub>べし。兄の云<sub>ク</sub>、いかにをやの御ゆづりをばもちゐさせ給<sub>ヘ</sub>ぬぞ。かくのごとくたがいにろむじて、三ケ年が間位に王をはせざりき(『兄弟鈔』九二八〜九二九頁)
- (11) 未生怨太子をかたらて父頻婆舍羅王を殺させ(『法蓮鈔』九三六頁)
- (12) 阿闍世王は(略)賢王にてとがもなかりし父の大王を一尺の釘をもて七処までうちつけ、はつけにし、生母をば王のかんざしをきり、刀を頭にあてし(『法蓮鈔』九四〇頁)
- (13) 阿闍世王は父をころし(『高橋入道殿御返事』一〇九一頁)
- (14) 羅摩王・拔提王・毘樓真王・那■沙王・迦帝王・毘舍■王・月光王・光明王・日光王・愛王・持多人王等の八万余人の諸王は、皆、父を殺<sub>シ</sub>て位につく。(略)波羅奈城に悪人あり、其名をば阿逸多という。母をあひせしゆへに父を殺し妻とせり。父が師の阿羅漢ありて、教訓せしかば阿らかむを殺す。母又、他の夫にとつぎしか

ば、又母をも殺<sub>シ</sub>つ。(略) 北天竺に城あり。細石となづく。彼城に王あり。龍印という。父を殺<sub>シ</sub>(略) 阿闍世王は、ひととなり三毒熾盛なり、十悪ひまなし。其上父をころし、母を害せんとし(略) 『光日房御書』一一五九頁)

(15) 梟鳥禽・破鏡獸のごとし。法華經の父を食<sub>ラ</sub>ヒ、持者の母をかめるなり(『報恩抄』一二二〇頁)

(16) 提婆達多と申せし人、いかんがして此事をやぶらんとおもひしに、すべてたよりなかりしかば、とかうはかりしほどに、頻婆沙羅王の太子阿闍世王を、としごろとかくかたらひて、やうやく心をとりに、をやと子とのなかを申<sub>シ</sub>たがへて、阿闍世王をすかし、父の頻婆沙羅王をころさせ(『上野殿御返事』一三〇六頁)

(17) 抑<sub>モ</sub>子はかたきと申<sub>ス</sub>経文もあり。世人為<sub>レ</sub>子ノ造<sub>ル</sub>衆ノ罪<sub>ヲ</sub>の文なり。鵬鷲と申<sub>ス</sub>とりは、をやは慈悲をもんて養へば、子はかへりて食とす。梟鳥と申<sub>ス</sub>とりは、生<sub>レ</sub>ば必ず母をくらう。畜生かくのごとし。人の中にも、はるり王は心もゆかぬ父の位を奪<sub>ヒ</sub>取る。阿闍世王は父を殺せり。安祿山は養母をころし、安慶緒と申<sub>ス</sub>人は父安祿山を殺す。安慶緒は子史師明に殺ぬ。史師明は史朝義と申<sub>ス</sub>子に又ころされぬ。此は敵と申<sub>ス</sub>もことわりなり。善星比丘と申<sub>ス</sub>教主釈尊の御子也。苦得外道をかたらいて、度々父の仏を殺<sub>シ</sub>奉らんとす(『千日尼御返事』一七六三〜一七六四頁)

(18) 経文には子をばかたきととかれて候ふ。それもゆわれ候か。梟と申<sub>ス</sub>とりは母をくらう。破鏡と申<sub>ス</sub>けだものは父をがいます。あんろく山と申せし人は、師史明と申<sub>ス</sub>子にころされぬ。義朝と申せしつはものは、為義と申<sub>ス</sub>ちちをころす。子はかたきと申<sub>ス</sub>経文ゆわれて候(『上野尼御前御返事』一八五八頁)

(1) は、不孝の先例として、婆羅門の師の摩尼跋陀の命にしたがって九九九人の指を切った鶯唄摩羅が最後の千人目として選んだ母を害せんとして釈尊に諭された故事、提婆達多にそのかされて父の頻婆娑羅王を殺害した阿闍世王の殺父の実例を引くものである。鶯唄摩羅の故事は『賢愚経』無惱指鬘品(『正蔵』四卷四二三頁b)等に、阿闍世王の故事は『大般涅槃経』梵行品(『正蔵』一一卷四八〇頁b)等にみえる。

(2) は、阿闍世王の殺父の実例を引き、不孝の先例とする。

(3) (4) は、中国伝説時代の皇帝には、人は多くの禽(鷓鴣・鳳凰など)や獣(獅子・兎など)と同じく愚癡であったため、父を知らないことを挙げる。

(5) は、中国伝説時代の五帝の堯と丹朱、舜と商均の例をあげ、不孝の者の末路を譬説する。詳細は先述した。

(6) は、阿闍世王の殺父をもって不孝の先例とする。

(7) では、文治五年(一一八九)、源頼朝と敵対する源義経をかくまった藤原泰衡が、幕府の重臣に耐えかねて、結句源義経・藤原忠衡を攻め滅ぼした史実、保元元年(一一五六)の保元の乱において、平清盛は伯父の平忠正を、源義朝は父の為義を斬殺した史実をあげ、父母肉親で殺し合う不孝の先例とする。

(8) は、梟鳥の殺母、破鏡の害父を引いて、末法の人心のありさまを譬説するものである。

(9) は、殷王朝の末期に、胡竹国の君主の子として生まれた伯夷と叔齊が、父王が病死した後、互いに位を譲り合い、ついに王位を継承することがなかったという故事を示し、親不孝よりも兄弟愛をとった先例とするものである。『史記』「伯夷列伝」(『新訳漢文大

系』八八卷三四頁）等にみえる。

(10) は、応神天皇の後継として即位した仁徳天皇の故事を引いて、親不孝となることを承知で親の命に随わず、王位を譲りあつた宇治王子と仁徳天皇の兄弟愛を賛美する。

(11) (12) (13) は、阿闍世王の殺父の事例を引くもの。

(14) では、古代印度の王で父王を殺して自ら王位についた羅摩王等の故事、殺父・殺母・殺阿羅漢の罪を犯した阿逸多の故事、ならびに阿闍世王の故事をあげ、不孝の先例とする。なお、羅摩王・拔提王・毘楼真王・那沙王・迦帝王・毘舍王・月光王・光明王・日光王・愛王・持多人王は『大般涅槃經』(『正藏』一二卷四七五頁b)に、月光王は『賢愚經』(『正藏』四卷三八七頁b)に、阿逸多は『大般涅槃經』(『正藏』一二卷四七八頁c)に、それぞれの故事がみえる。

(15) は、梟鳥・破鏡の親殺しを例示して、円仁・円珍を批判する一節の文。

(16) は、提婆達多にそのかされた阿闍世王の殺父の事例。

(17) は、「子はかたき」の実例として、畜生界より鵬鷲、梟鳥の例を、人間界においては父王破斯匿王を放逐した波瑠璃王、父王頻婆娑羅王を殺害した阿闍世王、中国唐代の天宝一四年(七五五)から広徳元年(七六三)にかけておこつた安史の乱において親子肉親で殺しあつた安禄山・安慶緒・史師明・史朝義<sup>⑤</sup>、悪見をおこし父である釈尊に違背した善星比丘の例を、それぞれ挙げる。波瑠璃王の故事は、『毘奈耶雜事』(『正藏』二四卷二二六頁b)などに、善星比丘の故事は、『大般涅槃經』(『正藏』一二卷五六〇頁b)などにみえる。「世人為子」の文は、『大乘本生心地觀經』報恩品(『正藏』三卷三〇二頁b)からの引用。

(18) は(17) 同様に、「子はかたき」の先例として、禽獸の梟と破鏡、安禄山と史師明、源義朝と源為義の例を引くものである。

以上、遺文中に不孝・不知恩の先例を引く場合を検討した。日蓮聖人は、阿闍世王、阿逸多、善星比丘など父や母を害した愚子の実例や、親子肉親での殺し合いがなされた安史の乱、源平の乱などの史実を多く引くことも理解できた。また、不孝の行為に関して、畜生界衆生に人間を比定する場合も多く、宗教的見地から、これら不孝・不義・不忠の先例を、末法の日本国の実状に引き合わせて論じる傾向が見受けられる。

#### (四) 親子一如の先例

親子の情や孝不孝にかかわらず、親の行為が子にかかる、あるいは子の行為が親に及ぶという因果応報をもって、親子の一体不離、一如相即を説く場合をみると、以下の二例が確認される。

(1) 目連が色心は父母の遺体なり。目連が色心仏になりしかば、父母の身も又仏になりぬ(『孟蘭盆御書』一七七四頁)

(2) 平氏の大將安芸守清盛と申せし人をはしき。(略)七寺の内、東大寺・興福寺の両寺を焼<sup>キ</sup>はらいてありしかば、其大重罪入道の身にかゝりて(略)あつちじに死に<sup>キ</sup>き。其大重罪をば二男宗盛にゆづりしかば、西海に沈<sup>ム</sup>とみへしかども東天に浮<sup>ヒ</sup>出でて、右大將頼朝の御前に繩をつけてひきすへて候<sup>ヒ</sup>き。三男知盛は海に入<sup>リ</sup>て魚の糞となりぬ。四男重衡は其身に繩をつけて京かまくらを引かへし、結句なら七大寺にわたされて、十万人の大衆等、我等が仏のかたきなりとて一刀づつきざみ

ぬ『孟蘭盆御書』一七七四～一七七五頁)

(1) は、子の善業が親に及ぶ例として、孟蘭盆の目連と青提女の記事を引く。  
(2) は、親の悪業が子に及ぶ例として、治承四年(一一八〇)、平清盛の延暦寺・園城寺襲撃、平重衡の東大寺・興福寺を焼き討ちの因果によって、翌年平清盛が熱病で狂死したことをあげ、さらにその報果として、文治元年(一一八五)、壇ノ浦合戦で平知盛が自ら海中に没して自害したこと、同年、長門壇ノ浦の戦いで捕虜となった平宗盛が京都へ護送される途中、近江国篠原にて斬殺されたこと、同年、平重衡が源頼朝によって鎌倉に招かれ待遇されるが南都七大寺の要求により奈良に送られた際に木津川のあたりで斬られたこと、などをあげる。

### 三、遺文にみる世俗的親子観

日蓮聖人がいかなる親子観を抱いていたかについて遺文を紐解くとき、先に考察した印度・中国・日本三国に伝わる史実・伝承・故事・因縁・説話などの先例の引用のほかにも、数多くの一般的・世俗的・通俗的・普遍的ともいえる親子像を見いだすことができる。ここでは、日蓮聖人における世俗的親子観について、親子の信頼関係・依存関係、敵対関係、主従関係、親子一如、慈悲、過干渉のそれぞれに関する説示を整理し、検討を試みたい。

#### (一) 信頼関係・相互依存関係

まず、親子の信頼関係あるいは相互依存・相互扶助の関係について言及したものを整理すると、以下の一例が見いだせる。

(1) 我父母を人の殺<sup>ス</sup>に父母につげざるべしや。悪子<sup>ノ</sup>醉狂して父母を殺<sup>ス</sup>をせいせざるべしや(『開目抄』六〇八頁)

(2) 主のわかれ、をやのわかれ、夫妻のわかれ、いづれかおろかなるべき。なれども主は又他の主もありぬべし。夫妻は又かはりぬれば、心をやすむる事もありなん。をやこのわかれこそ、月日のへだつるまゝに、いよいよなげきふかりぬべくみへ候へ。をやこのわかれにも、をやはゆきて子はとどまるは、同<sup>シ</sup>無常なれどもことはりにもや。をひたるはわはとどまりて、わかき子のさきにたつなげなき事なれば、神も仏もうらめしや。いかなれば、をやに子をかへさせ給<sup>ト</sup>てさきにはたてさせ給はず、とどめをかせ給<sup>ト</sup>て、なげかせ給<sup>ラ</sup>らんと心うし(『光日房御書』一一五七～一一五八頁)

(3) 人のをやは悪人なれども、子、善人なれば、をやの罪ゆるす事あり。又、子、悪人なれども、親、善人なれば、子の罪ゆるさる事あり(『光日房御書』一一六〇頁)

(4) 王の心ざしをば臣のべ、をやの心ざしをば子の申<sup>シ</sup>のぶるとはこれなり(『南条殿御返事』一一七一頁)

(5) 嘉祥大師は天台大師(略)御臨終の後には、隋の皇帝にまいらせて、小児が母にをくれたるかごとくに足をすりてなき給<sup>ヒ</sup>しなり(『報恩抄』一一二六～一一二七頁)

(6) たまたま生残<sup>リ</sup>たれども、或は影の如くそゐし子もなく(略)天地の如く憑<sup>ミ</sup>し父母もをはず、生<sup>キ</sup>ても何にかせん(『松野殿御返事』一四四二頁)

(7) 子は財と申<sup>ス</sup>経文もはんべり。所以<sup>ニ</sup>経文<sup>ニ</sup>云<sup>ク</sup>、以其男女追<sup>テ</sup>修<sup>ス</sup>レド、福<sup>ヲ</sup>有<sup>テ</sup>大光明<sup>一</sup>照<sup>シ</sup>

地獄<sup>ヲ</sup>令<sup>シム</sup>其<sup>ヲ</sup>父母<sup>ヲ</sup>發<sup>ニ</sup>信心<sup>ヲ</sup>等<sup>ト</sup>云云。設<sup>ヒ</sup>仏説ならずとも眼の前見<sup>エ</sup>て候(『千日尼御返事』一七六四頁、前掲)

(8) 子は財と申<sup>ス</sup>経文あり(『上野尼御前御返事』一八五八頁、前掲)

(9) 古昔輪陀王と申せし王(略) 既にかくれさせ給はんとせしかば、后・太子・大臣・一国皆母に別<sup>レ</sup>たる子の如く、皆色をうしなひて涙を袖におびたり(『上野殿母尼御前御返事』一八一四頁)

(10) 夫<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>花はつぼみさいて莫なる。をやは死<sup>シ</sup>て子になわる。これ次第也(『上野殿御書』一八七〇頁)

(11) 松榮<sup>ウ</sup>れば柏悦ぶ。芝かるれば蘭なく、無<sup>キ</sup>情草木すら友の喜<sup>ビ</sup>友の歎<sup>キ</sup>一ツなり。何<sup>ニ</sup>況<sup>ヤ</sup>親と子との契り、胎内に宿して、九月を経て生<sup>ミ</sup>落し、数年まで養ひき。彼になはれ、彼にとぶらはれんと思<sup>ヒ</sup>しに、彼をとぶらふうらめしき、後、如何があらんと思<sup>フ</sup>ころぐるしき、いかにせん、いかにせん(『光日上人御返事』一八七九〜一八八〇頁)

(1) は、父母の身命を案じる思いは、共通のものであることを説いて、末法衆生が念仏にたぶらかされる様を案じている。

(2) は、親に先だつた子との死別にたいして不条理な嘆きを露わにした一節。そこには、親として、子に対する某かの信頼・期待があつたことを読み取れる。

(3) は、悪しき親の罪は善き子によつて許され、悪しき子の失は善き親によつて償われるという親子というものの見えない絆を説く。知らず知らずのうちに、互いに支え合い、かばい合う親子の情の厚きことを述べるものである。

(4) は、南条氏の亡父供養に対して、親の志を子が代弁するという当時の俚諺を用いた一節。

(5) は、吉蔵の伝記によせて譬説したもので、幼児がいかに母に依存しているかという日を蓮聖人が認識していた事実を如実に示す一節である。

(6) は、近年の疫病流行に関してその有様を説いた一節で、親が子を、あるいは子が親をいかに頼りとしているか、また親や子を失うことの喪失感がいかなるものか、など親子の相互依存についての日蓮聖人の率直な考えを読み取ることができる。

(7) (8) は、「子はたから」であるということについて、善子が善知識となつて父母を導くことを述べたもの(前出)。

(9) は、輪陀王と馬鳴の故事を引く中、王の臨終を悲しむ一族・民衆の様相を譬説した一節で、母を失つた子の心情にたいする日蓮聖人の理解を見て取れる。輪陀王の故事は、『釈摩訶衍論』(『正蔵』三二卷五九四頁c)にみえる。

(10) は、親が子に看取られ、あるいは親は死んで子によつて葬られるのが物事の次第であり、またそれが孝養の一端になることを説いて、子が親に先立つことの無常と理不尽を嘆いた文。

(11) は、母と実子との契りは何物にも代えられないこと、その愛子に先立たれた母の気持ちはいかばかりかということについて述懐した文。

これらの説示からは、親が子に対して抱く慈愛・信頼・期待と、これに応えようとする子の思慕・孝養の志とが互いに重なり合う様を、理想的な親子像として日蓮聖人が想定していた事実をかいま見ることができる。換言すれば、両親の絶対的信頼と無償の慈愛とを

受けて育った子は、よく父母に仕え、父母に支えて孝養を尽くす孝子となるということである。更に、親子の絆・親子の契りが断たれたときの喪失感について言及する態度には、諸行無常では割り切れない、現実を直視した日蓮聖人の態度が明確に示されているとも思われる。

## (二) 敵対関係

次に、親子の敵対関係に関する説示を整理すると、以下の四点が認められる。

- (1) 父母と夫妻と兄弟と諍事、れつしとしかと、ねことねずみと、たかときじとの如しと見へて候(『兵衛志殿御書』一三八七頁)
- (2) 末法になり候へば、人のとんよくやうやくすぎ候て、主と臣と、親と子と、兄と弟と、諍論ひまなし。まして他人は申すに及ばず(『兵衛志殿御返事』一四〇一頁)
- (3) 子がかたきと申す経文もあり。世人為<sub>レ</sub>子ノ造<sub>ル</sub>衆ノ罪<sub>ヲ</sub>の文なり(略)(『千日尼御返事』一七六三頁、前出)
- (4) 経文には子をばかたきととかれて候ふ。それもゆわれ候か(『上野尼御前御返事』一八五八頁、前出)

(1)(2)は、末法に至ると親子肉親でさえも互いに争う様相を呈してくることを述べたもの。こうした親子関係は、民心がすさんだ時代において、益々顕著になることを指摘し、法華経を持つものが正念・正氣を保って、健全な親子関係を築くことの大切さを説き示すのである。(3)(4)は、「子がかたき」であることについて言及した一節で、親に敵意を示す子が、いかなる環境に育ったかを、数々の事例をあげて論証していくものである。前出のため詳述は略す。

## (三) 主従関係・親の尊嚴

親、特に父の威嚴・權威に関する説示、あるいは親と子の主従の関係をほのめかす記述については、以下の九例があげられる。

- (1) 南無妙法蓮華経と一遍だにも申さぬ人人は、先判に付て後判をもちぬ者にては候まじきか。此等は仏説を信じたりげには我身も人も思ひたりげに候へども、仏説の如くならば不孝の者也(『南条兵衛七郎殿御書』三二〇頁)
- (2) 桓武ノ御宇ニ山階寺ノ行表僧正ノ御弟子ニ有<sub>リ</sub>最澄<sub>トイフ</sub>小僧<sub>ト</sub>。(略)代々ノ皇帝叡山ノ御帰依、孝子ノ超<sub>レ</sub>仕<sub>ニ</sub>父母<sub>ニ</sub>(『安国論御勘由来』四二二頁)
- (3) 譬へば世間の父母の譲の前判後判のごとし。はた又、世間の前判後判は如来の金言をまなびたるか。孝不孝の根本は前判後判の用不用より事をこれり(『法門可被申様之事』四四四頁)
- (4) 夫一切衆生の尊敬すべき者ニツあり。所謂主・師・親これなり(『開目抄』五三五頁)
- (5) 秀句ニ云ク、他宗所依ノ経、雖有<sub>ニ</sub>一分仏母ノ義<sub>ト</sub>然<sub>レ</sub>モ但有<sub>レ</sub>愛ノミ欠<sub>ニ</sub>敵ノ義<sub>ト</sub>。天台法華宗ハ具<sub>ス</sub>敵愛ノ義<sub>ト</sub>。一切ノ賢聖学無学及発<sub>ニ</sub>菩薩心<sub>ヲ</sub>者之父ナリ等云云。(『開目抄』五七九頁)
- (6) 多宝仏は証明を加へ、教主釈尊は正直の金言となのらせ給フ。諸仏は広長舌を梵天につけぬ。父のゆづりに母の状をそえて、賢王の宣旨を下<sub>シ</sub>給<sub>フ</sub>が<sub>レ</sub>ごとし(『松野殿

御消息』一一四二頁)

(7) いかにいわうや、仏教をならはん者の、父母・師匠・国恩をわするべしや。(略)是非につけて、出離の道をわきまへざらんほどは、父母・師匠等の心に随<sub>レ</sub>べからず。この義は諸人をもわく、頭にもはづれ冥にも叶<sub>レ</sub>まじとをもう(『報恩抄』一九二頁)

(8) 世間の人々の思<sub>レ</sub>て候は、親には子は是非<sub>レ</sub>随<sub>レ</sub>べしと(『下山御消息』一三四四頁)

(9) 皆人のをもひて候は、父には子したがひ、臣は君にかなひ、弟子は師にゐすべからずと云云。かしこき人もいやしき者もしれる事なり(『兵衛志殿御返事』一四〇二頁)

(1) (3) は、鎌倉時代の武家法『貞永式目(関東御成敗式目)』の明文にある財産譲与の先判後判の例をもとに、爾前・法華の先後を対比して述べたものであるが、そこには当時、子に対する親の言動が絶対的権威を有していることが明白に見て取れる。特に(3)では、その用不用が、親への孝不孝にも及ぶことが示される。

(2) は、最澄に対して歴代天皇が帰依する様を、父母に仕える孝子とは比ぶるべくもないことを譬えた文。

(4) は、主・師の徳とならび親の徳が、一切衆生の尊重すべき対象であることを述べたもの。

(5) は、『法華秀句』仏説十喻校量勝(『伝全』三卷二五七頁)所説の敵愛の義の文を引いた一節である。そこには母に愛の義があるのに対して父に敵の義を唱えた最澄の見解に対する日蓮聖人の受容を垣間見ることが出来る。

(6) は、三仏証明について述べた一節であるが、そこには父の譲渡文と母の証文の効力の絶大なることを説いている。ここにも父母の権威の絶大なることが示される。

(7) は、道徳的・倫理的に考えても、仏道修行を志す者であっても父母の恩を忘れてはならないこと、たとえ仏道を成就するためとはいえ、親の言いつけに随わないのは、世間では不孝・不義理と認識されていることについて言及したものの。

(8) (9) は、世間一般では、子は親に随うというのが道徳的な規範意識となつていることを述べたもの。

これらの説示には、当時の世間の一般的倫理観・道徳観においては、親の権威・尊厳は絶大であり、親と子は主従の関係にあつて、決して子は親には逆らえないということが常識であったことを知る。しかし一方で、出家者は、「棄恩入無為 真実報恩者」の志をもつて、真の孝養・報恩のためには一時の世事の孝養を押さえるべきことが勧奨されるのである。

(四) 親子一如

日蓮遺文には、親と子を依存関係・主従関係・敵対関係といったような相対する間柄に置くばかりでなく、父子一如・母子一如という不離相即の見方を示す場合も散見される。遺文中のこうした記述には、以下の八点が確認される。

(1) 譬ば父母和合して子をうむ。子の身は全体父母の身なり(『日妙聖人御書』六四五頁)

(2) 父の罪は子にかゝり、師の罪は弟子にかゝるとうけ給へる(『祈祷鈔』六八〇頁)

- (3) 松さかふれば柏よろこぶ。芝かるれば蘭なく。情なき草木すら如レシ此。何ニ況ヤ情あらんをや。又父子の契をや、『法蓮鈔』九四五頁)
- (4) 我頭ハ父母ノ頭、我足ハ父母ノ足、我十指ハ父母ノ十指、我口ハ父母ノ口ナリ。譬<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>種子ト菓子ト、身<sup>ト</sup>与<sup>レ</sup>影<sup>ト</sup>、『忘持経事』一一五一頁)
- (5) 天なくしては雨ふらず、地なくしてはくきをいず。たとい母ありとも、ちなくはひととなるべからず、『南条殿御返事』一一七二頁)
- (6) 我等尋<sup>ニ</sup>究<sup>レ</sup>其根本<sup>ヲ</sup>、父母ノ精血赤白ニ滯和合<sup>シテ</sup>為<sup>ル</sup>一身<sup>ト</sup>。惡ノ根本不浄ノ源也。設<sup>ヒ</sup>傾<sup>ニ</sup>大海<sup>ヲ</sup>洗<sup>レ</sup>之<sup>ラ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>清浄<sup>ナル</sup>、『始聞仏乘義』一四五三頁)
- (7) 悪の中の大悪は我が身に其苦をうくるのみならず、子と孫と末へ七代までもかゝり候<sup>ヒ</sup>けるなり。善の中の大善も又々かくのごとし、『孟蘭盆御書』一七七五頁)
- (8) 其故は子の肉は母の肉、母の骨は子の骨也、『光日上人御返事』一八七九頁)
- (1) (4) (6) (8) は、父母所生の子の身体は、全身父母の身であることを説いて、親子一如を明かす。なお(6)では、父母所生の肉身の不浄なることを説いて、我々が三毒・煩惱に束縛されている理由とする。
- (2) は、親に失あるときは子も同罪となることを説くが、是非につけ親子は一体不離の關係にあることを示唆している文といえる。
- (3) は、寄り添って生きる松と柏・芝と蘭のように、父子の契りはかけがえのないものであることを説く。
- (5) は、母は子を産み落とすことはできても、父がいなければ子は人として成長しないという考えを述べたもので、父親のあり方に対する日蓮聖人の認識・態度を示唆する文と思われる。
- (7) は、善悪の別なく、自らの所業が末代までも影響を与えるという因果応報を説いたもので、是非につけ親子・子孫は一体不離の關係にあることを示唆したものと見える。親と子は独立した個体ではなく、身心両面において一体であるとみなす日蓮聖人の姿勢が、これらの説示から読み取れる。親子の絆に関する説示は多岐に亘るが、その中でもまさに究極の親子観とみなすことができよう。

#### (五) 無償の慈悲

- 親子の情に関する遺文中の説示については、先に先例を用いた表現について考察を試みた。しかし、遺文中には先例を用いない説示も多く確認されるため、ここでは、子に向けられる親の慈悲について、世俗的な観点から日蓮聖人が述懐した表現を整理してみたい。
- (1) 世間の賢人モ但一人ある子は不思議ナル時、或は失の有ル時は、永<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>為<sup>ル</sup>子之由書<sup>ニ</sup>起請<sup>ニ</sup>、或<sup>ハ</sup>立<sup>ト</sup>誓言<sup>ヲ</sup>、臨終・命終ノ時許<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>、『薬王品得意抄』三四二〜三四三頁)
- (2) 夫小兒に灸治を加<sup>レ</sup>ば必母をあだむ、『開目抄』五五八頁)
- (3) 無顧ノ惡人<sup>モ</sup>猶慈<sup>ニ</sup>愛<sup>ス</sup>妻子<sup>ヲ</sup>、菩薩界ノ一分也、『観心本尊抄』七〇五頁)
- (4) 涅槃経<sup>ニ</sup>云<sup>ク</sup>、譬<sup>ス</sup>如<sup>シ</sup>七子<sup>アリ</sup>、父母非<sup>レ</sup>平等<sup>ナラ</sup>、然<sup>モ</sup>於<sup>テ</sup>病者<sup>ニ</sup>心則偏<sup>ニ</sup>重<sup>シ</sup>ガ等云云、『観心本尊抄』七一九頁、『法華取要抄』八一五頁、『曾谷入道殿許御書』九〇三頁、『妙一尼御前返事』九九九頁)
- (5) 夫<sup>レ</sup>天に月なく日なくば、草木いかてか生ずべ<sup>ヘ</sup>き。人に父母あり、一人もかけば



- 子息等そだちがたし（『妙一尼御前御返事』九九九頁）
- (6) 人にはあまたの子あれども、父母の心は病する子にありとなり。仏の御ためには一切衆生は皆子なり、其の中罪ふかくして世間の父母をころし、仏経のかたきとなる者は病子のごとし（『妙一尼御前御返事』九九九頁）
- (7) 其上いかなる事あれども子・弟子などという者は不便なる者ぞかし（『報恩抄』一二四〇頁）
- (8) 此土に居住して法華経の行者を守護せん事、臣下が主上を仰ぎ奉らんが如く、父母の一子を愛するが如くならんと出給舌也（『下山御消息』一三三七頁）
- (9) とりのかいこをやしなうがごとく（略）うへたる子にちをあたうるがごとく、法華経の御いのちをつがせ給（『上野殿御返事』一三六五〜一三六六頁）
- (10) 無量劫より已来、生むところの父母は、十方世界の大地の草木を四寸に切って、あてかぞうとも、たるべからずと申（『兵衛志殿御返事』一四〇五頁）
- (11) 法華経をゆづらんがために、三度まで頂をなでさせ給ふ。譬へば悲母の一子が頂のかみをなづるがごとし。（略）譬へば長者の一子に一切の財宝をゆづるがごとし（『日女御前御返事』一五〇九頁）
- (12) 随他意<sup>トヘ</sup>者（略）譬へば賢父が如し随<sup>ニ</sup>ガ愚子<sup>ヲ</sup>。仏随<sup>ニ</sup>テ仏界<sup>ニ</sup>所<sup>レ</sup>説<sup>ク</sup>経<sup>ヲ</sup>随意<sup>ト</sup>という。譬へば聖父が愚子<sup>ヲ</sup>如<sup>シ</sup>随<sup>ヘタルガ</sup>（『諸経与法華経難易事』一七五一頁）
- (13) 今日蓮は去<sup>ヌル</sup>建長五年<sup>丑癸</sup>四月二十八日より今弘安三年<sup>庚辰</sup>十二月にいたるまで二十八年が間、又他事なし。只妙法蓮花経の七字五字を日本国は一切衆生の口に入<sup>レ</sup>とはげむ計<sup>リ</sup>也。此即母の赤子の口に乳を入<sup>レ</sup>とはげむ慈悲也（『諫曉八幡抄』一八四四頁）
- (14) 仏自と云<sup>ク</sup>、我<sup>レ</sup>世に出<sup>デ</sup>て花嚴般若等を説<sup>キ</sup>て法花経をとかずして入涅槃せば愛子に財ををしみ病者に良薬をあたへずして死したるがごとし。（略）爾前の経に著して法花経へうつらざる者は大王に民の従がはざるがごとし、親に子の見へざるがごとし（『諫曉八幡抄』一八四六頁）
- (1) は、一人子が過ちをおかした時に、世の賢人は、親子絶縁の起請文を書かせたり、過ちを繰り返さない誓約を立てさせたりするが、最後に臨終を迎えた時には、すべてこれらを許すように、親の慈悲は限りなく深いことを説いたもの。
- (2) は、親の心子知らずで、子に対する親の慈悲は限りないが、子は往々にしてそのことに気づかない不知恩の存在であることを譬説したものの。
- (3) は、十界互具論の人界具菩薩界について説いた一節で、自らの罪業を顧みない悪人でさえも、妻子を慈愛する心はもっていることを説明したもの。
- (4) は、『大般涅槃経』梵行品（『正蔵』一二卷四八一頁a）所説の七子の譬の取意引用で、七子に対する父母の愛は平等であるが中でも重病の第七子には多大なる慈愛が向けられることを説いたもの<sup>(三)</sup>。
- (5) は、日月が草木を育成するように、親は無償の慈念で子を育てる様を説いたもの。
- (6) は、七子の譬と同様、兄弟姉妹にひとたび病の子が現れば、父母の心はその子に傾くことを説いたもの。父母の慈愛は平等であるが、病子にたいして偏重することは当然の道理であると見なしている。
- (7) は、わが子の身の上に危難がふりかかろうとする時には、親子の間にどのような

事情があっても、親は子の身を案じるものでなければならぬことを説いたもの。

(8) は、分身証明に関する説示において、一人子に対する父母の慈愛の深きことを説いたもの。

(9) は、門弟の供養の志を、鳥が卵を抱き、子に乳を与える母の情が無償であることに比定して譬説したもの。

(10) は、『大般涅槃經』光明遍照高貴徳王品(『正藏』一二卷四九六頁b)の引文の後に説かれた一節で、我々は祖先をたどれば無量の父母の計り知れない恩恵・恩愛を受けて存在していることを説く。

(11) は、摩頂付属について譬説する中、摩頂を母が子の頭を撫でることに、付嘱を長者が一子に財産譲与することに比し、いずれも両親の無償の慈悲の現れと見なすもの。

(12) は、随他意も随意意も、親父たる積尊の無償の慈悲のあらわれであることを説いたもの。

(13) は、日蓮聖人が、自身の弘教の精神について、赤子に乳を飲ませる母の慈悲に似ていることを譬喩をもって説明したもの。

(14) は、積尊が法華経を説かずに入滅したとしたら、それは無慈悲となること、積尊が大慈大悲を発露して説いた法華経を衆生が信仰しないとしたり、それは親不孝となることを説いた一節。

これらの説示からは、子に対する親の慈悲の発露はきわめて自然なもので、日蓮聖人はその心情を肯定的に理解されていたことを知ることができる。しかしながら、一方で、次下に考察するような過剰な慈悲のかけ方については、否定的見解もまた認められるのも事実である。

#### (六) 過干渉・過保護

親の慈悲が過剰になると、子に対する過干渉・過保護の様相を呈してくる。それらは愚癡の極みであり、以下の説示から、日蓮聖人は子に対する過剰な慈悲を、親として恥ずべきあるいは慎むべき感情・行為として捉えていたことを読み取ることができる。

(1) 然<sup>ニ</sup>捨<sup>テ</sup>生<sup>ラ</sup>墮<sup>スル</sup>悪<sup>ニ</sup>縁<sup>非</sup>一<sup>ニ</sup>。或<sup>ハ</sup>依<sup>リ</sup>妻<sup>子</sup>眷<sup>属</sup>哀<sup>憐</sup>。(『守護国家論』八九頁)

(2) 世間のをそろしさに妻子ある人々のとをざるをば、ことに悦<sup>ブ</sup>身なり(『高橋入道殿御返事』一〇八八頁)

(3) しかれども氏子なれば、愛子の失のやうにすてずして守護し給<sup>ヒ</sup>ぬる程に、法華経の行者をあだむ国主人等を対治を加<sup>ヘ</sup>ず(『諫曉八幡抄』一八三四頁)

(4) 謗法の者等国中に充滿して年久<sup>シ</sup>けれども日本国の衆生に久<sup>シ</sup>仰<sup>ガ</sup>れてをわせし。大科あれども捨<sup>テ</sup>がたくをぼしめし、老人の不孝の子を捨<sup>テ</sup>ざるが如くして天のせめに合<sup>ヒ</sup>給<sup>ヒ</sup>ぬるか(『諫曉八幡抄』一八三七頁)

(1) は、今生に人間に生まれ来世にまた三悪道に墮することとなる縁のひとつとして、妻子への哀憐を挙げる。『心地観経』所説の「世人為子造衆罪」(前掲)の一例、あるいは(2)の説示にみられるような、妻子をかばうばかりに法華経を退転するとき者をさしていると思われる。

(2) は、龍口法難を期に退転する者が続出したことについて、妻子ある者の退転者に一応の理解を示した文。

(3)は、八幡大菩薩が謗法の氏子を庇護し、法華經の行者を怨み憎む国主や国民に処罰を加えないで、これを守護した過ちによって、鶴岡八幡宮を焼いたことを説く一節。愛する子が罪を犯しても親がこれを捨てない様に引き合わせて述べる。

(4)は、(3)同様、法華經行者を蔑ろにしたことを批難する八幡諫曉の一節。八幡宮炎上の理由として、年老いた親が愚かにも不孝の子を可愛がって捨てることができないうように、法華經以外の行者を庇護したことをあげる。

むすびにかえて

以上、日蓮聖人の親子観について、三国の伝記・史実の用例や世俗的親子観などに関する遺文中の譬説を中心に考察を試みた。

日蓮聖人が抱いていた理想的親子像は、親が子を慈念し、子が親に孝養するという構図にあったことが理解できる。孝子の父母にたいする孝養・報恩と、慈父・悲母の子に対する慈愛とが、親子の絆を強めることについても、いくつかの説示の背景に読み取ることができた。この場合、是非にかかわらず常に子を信頼し見守るのが親の責務であり、一方、親の思いを汲み取り親の志に応えるのが子の努めであったと思われる。

しかしながら、現実にはこうした理想的親子像ばかりでないことは、遺文の随所の説示からも汲み取れる。事実、日蓮聖人が抱いていた親子関係の類型には、具さには以下の四つの型があることが確認された。

(1) 善き親と善き子の関係

親子ともども良好な関係にある場合。この場合、基本的には、親は、子にとって尊敬・畏敬・信頼の対象であり、報恩・孝養・思慕の対象である。尊敬の対象として親を捉える立場は、たとえば「夫一切衆生の尊敬すべき者三あり。所謂主・師・親これなり」(『開目抄』五三五頁)などの表現にも見て取れ、また報恩の対象として親を捉える立場は、「仏教をならはん者の、父母・師匠・国恩をわするべしや」(『報恩抄』一一九二頁)などの説示からも読み取れる。

また併せて、子が、親にとっては慈悲・慈念の対象であり、また信頼・信望・希望・期待・依存の対象でもある。「子を愛念するが為に身命を捨つ」(『開目抄』六〇三頁・原漢文)、「子は財」(『千日尼御返事』一七六三頁)、「をやは死して子になわる」(『上野殿御書』一八七〇頁)などの表現が、その観念を物語っているとされる。本稿では考察できず、今後の課題とするところであるが、かけがえのない善き子をなくした門弟への慰問の説示に多くみられる。

(2) 善き親と悪しき子の関係

不孝・不知恩の子に対しても親が無償の慈愛をそそぐという親子の関係。日蓮聖人の親子像のひとつの類型でもあり、これが釈尊と末法衆生の関係にも比定されて、日蓮聖人の末法救済の理論とも相通するものがある。また、不孝・不知恩の子の罪と、これに対する報いや罰についても言及し、こちらは釈尊や法華經に対する違背・謗法などに引き合わせて述べられる場合が多いのも特色である。

日蓮聖人のこうした親子観においては、世間における親と子の関係が、出世間における釈尊と衆生との関係にあてはめても矛盾がないかたちで会通されていたことを理解できる。詳細は別稿を期す。

(3) 悪しき親と善き子の関係

親が愚癡・悪逆・邪見・無慈悲等の場合、これを正しい方向に導く子、あるいは親の愚癡・邪見を改めさせる争子・諫子が、善知識となる場合。しばしば日蓮聖人は、正義のためには、子が親に不義・不孝・不忠をはたらいとも真の孝養となることを説示する。紂王に対する比干の進言、棄恩入無為真実報恩者の积尊の出家などがその最たる例である。

日蓮聖人の場合、こうした事例は、国家への諫暁活動の理論的根拠として用いられることもあった。あるいは、今後の検討を待つところであるが、池上氏・下山氏に代表される、親子間で宗教的葛藤に悩まされていた多くの門弟を教化する際においても、活用された論法であったと推察される。

(4) 悪しき親と悪しき子の関係

もつとも救いがたい親子関係で、日蓮聖人は中国の安史の乱や日本の源平の争乱を例に、親子一族で殺し合った最悪の結末を挙げる。いずれか一方が善知識となることで、悲劇が回避された可能性があることは、他の史実をみれば明かである。

今後の課題としては、冒頭に掲げながらも本稿では考察できなかった残された側面、すなわち世俗的親子観における孝不孝・知恩不知恩に関する説示、門弟の親子関係に関する説示、日蓮聖人における両親への思慕などについて検討を加えていきたいと思う。

註

(1) 高森大乘稿「譬喩にみる日蓮の家族観―夫婦に関する説示を中心に―」『日本仏教学会年報』六九号参照。

(2) 修辞学において「比喩」とは、本義すなわち表現対象（たとえられるもの）と、喩義すなわち比喩対象（たとえるもの）との間の類推・対比・連想等によって成立する弁証法で、これによって文章に特殊な感情効果を与える表現方法を意味するものである。国文学者で文体論を専攻している中村明氏は、その著書『比喩表現辞典』（角川書店）において「比喩とは、表現主体が、表現対象を、それを過不足なく直接にさし示す言語形式を使わないで、その代わりに、言語的な意味では他の事物・事象に対応する言語形式を提示し、その言語的環境との違和感や、それが現れることの文脈上の意外性などで、受容主体の想像力を刺激して、両者の共通点を推測させることによって、間接的に伝える表現技法である」と定義している。すなわち「比喩」とは、「表現主体」（送り手・話し手・書き手）が「受容主体」（受け手・聞き手・読み手）に対して、「表現対象」（たとえられるもの・本義・伝達内容）を「それを過不足なく直接にさし示す言語形式」（直接的表現）ではなく「他の事物・事象に対応する言語形式」（たとえるもの・喩義・間接的表現）を通じて伝達する手段であり、その表現の違和感や意外性によって受容主体の感性を刺激し、本義と喩義の相互間における類似性・対比性・関連性などによる結びつきを連想させることで間接的に伝達する表現方法であると規定するのである。この譬喩を研究するにあたっては、大別して以下のふたつの方法があると思われる。ひとつは喩義（たとえるもの）を主軸として、本義（たとえられるもの）の内容を分別する方法、いまひとつは本義（たとえられるもの）を主軸として、これを取り巻く喩義（たとえるもの）の用例に着目する方法である。高森大乘稿「日蓮聖人における薬王品十喩の解釈について」『日蓮教学研究紀要』二二号、同「日蓮聖人遺文における「水月」の譬喩について」『立正大学大学院年報』一三三号、同「譬喩にみる日蓮聖人の動物観（二）―輪廻転生と竜女成仏をめぐる―」『日蓮教学研究紀要』二四号、同「譬喩にみる日蓮聖人

の法華經觀—法華經および題目五字七字の譬喩的表現を通じて—』『仏教学論集』二二号、同「法華七喩と日蓮聖人の末法救済論—三車火宅喩と良医治子喩の解釈を中心に—』『仏教学論集』二三号等参照。

(3) 高森大乘稿「譬喩にみる日蓮聖人の動物観(一)——「動物」の定義と分類を中心に——』『日蓮教学研究所紀要』二三号、同「譬喩にみる日蓮聖人の動物観(二)——輪廻転生と竜女成仏をめぐって——」(前掲書) 参照。

(4) 『日本史のなかの動物事典』九三頁、『国文学』三九卷一二号四一頁参照。

(5) 高森大乘稿「日蓮聖人御遺文語源散策(三四) 丁蘭刻木」『法華』九一九・九二〇号参照。

(6) 近藤春雄著『中国学芸大事典』(大修館書店)「舜」の項、孟慶遠他編『中国歴史文化事典』(新潮社)「舜」の項参照。

(7) 高森大乘稿「譬喩にみる日蓮聖人の動物観(二)——輪廻転生と竜女成仏をめぐって——」(前掲書) 参照。

(8) 王敏編『中国歴代王朝秘史事典』(河出書房新社)、袁珂著『中国神話伝説大事典』(大修館書店)、飯塚朗著『中国四千年の女たち』(時事通信社) 参照。

(9) 高森大乘稿「日蓮聖人の歴史叙述に関する編年的考察—日本史を中心に—」『大崎学報』一五四号 参照。

(10) 井波律子編『中国史重要人物一〇一』(新書館)八六〜八七頁、王敏・岡崎由美編『中国歴代皇帝人物事典』(河出書房新社)一五八〜一六一頁、『中国歴史文化事典』(前掲)「安禄山」「史思明」の項参照。

(11) 高森大乘稿「法華七喩と日蓮聖人の末法救済論—三車火宅喩と良医治子喩の解釈を中心に—」(前掲) 参照。